

3. 情報伝達・連絡(報告)

①南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時

- ・この時点においては、可児市教育委員会(以下「市教委」)への連絡(報告)は必要なし。(関連情報の発表に備える)

②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)発表時

- ・学校は警戒体制をとり、市の災害警戒本部または対策本部が発令する情報を伝達経路にて伝達する。
- ・各小中学校(以下「各学校」)は校区情報を収集し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表後、30分以内を目安に、判明している内容を市教委まで連絡する。

③震度5弱以上の地震災害発生時

- ・各学校は校区情報を収集し、地震発生後30分以内を目安に被災状況を市教委へ報告する。
- ・通信手段が断たれた場合に備え、学校から市教委への連絡員を確保する。
- ・通信手段は、各学校に設置されているMCA無線機を使用する。
- ・通信手段が断たれた場合、各学校で指定されている連絡員は市役所もしくは最寄りの連絡所まで情報伝達する。(各地区の連絡所には学校と同様のMCA無線機が設置してあります。各学校においても同報無線受信機が設置してあり、市からの情報は得ることが可能)

④臨時情報の発表がなく、震度4以下の地震発生時

- ・各学校は校区情報を収集し、被災等がある場合は地震発生後30分以内を目安に被災状況等を市教委へ報告するとともに、緊急時に備え連絡の取れる状態にしておく。

※留意事項

- ア 各情報の発表時の行動については、各学校において、教職員・児童生徒及び保護者に日常十分理解できるように指導し、適切な措置が円滑にとれるようにしておく。
- イ PTA・教職員等との連絡網を確立し、状況把握や緊急連絡がとれるようにしておく。
- ウ 校外活動時には、引率者は携帯電話等の情報ツールを携行し、情報収集の手段を確保しておく。
- エ 保護者からの電話が殺到しないように、予め電話連絡を控えるよう要請しておく。(児童生徒の安否についての連絡方法を明らかにしておく)

4. 自主防災組織への基本対応(該当がある場合)

	臨時情報(調査中)が発表された場合	臨時情報(巨大地震注意・警戒)が発表された場合	震度5弱以上の地震発生時(発生後)
対応	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織(長)との連絡・連携 ○鍵の確認(学校施設・体育館) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織(長)との連絡・連携 ○地域住民の避難受け入れ準備 ○避難場所の確保 ○鍵の確認(学校施設・体育館) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織(長)との連絡・連携 ○鍵の確認(学校施設・体育館) ○地域住民の避難受け入れ

※施設の鍵及びセキュリティーカードの保管・管理者は校長、教頭、教務または学校から近い人とする。

5. 避難所運営マニュアル

(1) 避難所の開設

①市本部長等が開設する場合

市本部長等の避難・勧告の指示により、施設管理者は駐在する本部職員、その他関係者と協力して避難所を開設する。

